

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件案」及び「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示案」について（報告）

第173回安全衛生分科会資料

1

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件案」について

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件案の概要

1. 改正の趣旨

ラベル・SDS交付対象物質を含有する混合物については、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第18条第3号及び第18条の2第3号において、その物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未滿の場合には、ラベル表示・SDS交付の義務の対象とならないとされている。

このラベル・SDS交付対象物質の含有量の基準（以下「裾切値」という。）は、本告示で規定されている。

本改正では、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令のとおり、各ラベル・SDS交付対象物質の範囲が「国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと「令和3年3月31日まで」に区分されたもの」から、「令和6年3月31日まで区分されたもの」に改正される場合には、当該時点までに国が行った化学品の分類の結果を踏まえ、所要の改正を行うもの。

具体的には、本告示では、各ラベル・SDS交付対象物質の裾切値について、別表1から別表3に規定されており、改正令で追加される物質は、当該時点までに国が行った化学品の分類の結果を踏まえ、原則として別表3の有害性区分に応じた裾切値が設定されることとなるが、複数の物質をまとめた名称として規定しているもののうち、物質毎に裾切値を分けて設定する物質について、別表2に追加等するもの。

※ 別表1：令別表第9に掲げる物

別表2：労働安全衛生規則（以下「則」という。）別表第2に掲げる物について種類に応じて定める物

別表3：則別表2に掲げる物の裾切値を、国が行う化学品の分類の結果に基づく有害性区分に応じて規定

2. 改正の概要

- (1) 本告示別表第2について、左欄に掲げる物の種類に応じ、同表の中欄（ラベル表示の裾切値）及び右欄（SDS交付等の裾切値）に掲げる値のとおり裾切値の改正を行う。
- (2) その他化学品の分類結果を踏まえ、所要の改正を行う。

3. 公布日等

- (1) 公布日：令和7年2月（予定）
- (2) 施行日：令和9年4月1日

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準 別表2 改正部分①

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
物の種類	令第18条第3号の含有量 (重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量 (重量パーセント)	物の種類	令第18条第3号の含有量 (重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量 (重量パーセント)
ジクロロエチレン (1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	<u>0.1パーセント</u>	(略)	ジクロロエチレン (1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	<u>1パーセント</u>	(略)
<u>ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート (別名ジノカップ) (2, 4-ジニトロ-6- (オクタン-2-イル) フェニル= (E)-2-ブテノアート (別名メプチルジノカップ) に限る。)</u>	<u>1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート (別名ジノカップ) (2, 4-ジニトロ-6- (オクタン-2-イル) フェニル= (E)-2-ブテノアート (別名メプチルジノカップ) を除く。異性体混合物*を含む。)</u>	<u>0.3パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準 別表2 改正部分②

(削る)	(削る)	(削る)	<u>1, 1' -ジメチル-4, 4' -ビピリジニウム塩 (1, 1' -ジメチル-4, 4' -ビピリジニウム=ジクロリド (別名パラコート) 及び1, 1' -ジメチル-4, 4' -ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩に限る。)</u>	<u>1パーセント</u>	<u>1パーセント</u>
(削る)	(削る)	(削る)	<u>1, 1' -ジメチル-4, 4' -ビピリジニウム塩 (1, 1' -ジメチル-4, 4' -ビピリジニウム=ジクロリド (別名パラコート) 及び1, 1' -ジメチル-4, 4' -ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩を除く。)</u>	<u>1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>
(削る)	(削る)	(削る)	<u>ダイオキシン類 (2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-1, 4-ジオキシンに限る。)</u>	<u>0.1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>
(削る)	(削る)	(削る)	<u>ダイオキシン類 (令別表第3第1号3に掲げるもの及び2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-1, 4-ジオキシンを除く。)</u>	<u>0.3パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準 別表2 改正部分③

ドデシルフェノール（直鎖型及び分枝型のもの）（イソドデシルフェノールに限る。）	1パーセント	1パーセント	(新設)	(新設)	(新設)
ドデシルフェノール（直鎖型及び分枝型のもの）（イソドデシルフェノールを除く。）	0.3パーセント	0.1パーセント	(新設)	(新設)	(新設)
ニトリロ三酢酸三ナトリウム及びその一水和物（ニトリロ三酢酸三ナトリウム一水和物に限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント	(新設)	(新設)	(新設)
ニトリロ三酢酸三ナトリウム及びその一水和物（ニトリロ三酢酸三ナトリウムに限る。）	1パーセント	0.1パーセント	(新設)	(新設)	(新設)
ニトロトルエン（4-ニトロトルエンに限る。）	(略)	0.1パーセント	ニトロトルエン（4-ニトロトルエンに限る。）	(略)	1パーセント
フェニレンジアミン（オルト-フェニレンジアミンに限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント	(新設)	(新設)	(新設)
フェニレンジアミン（オルト-フェニレンジアミンを除く。）	1パーセント	0.1パーセント	(新設)	(新設)	(新設)
備考	(新設)				
1 ※の異性体混合物には、2, 4-ジニトロ-6-(オクタン-2-イル)フェニル=(E)-2-ブテノアート(別名メブチルジノカップ)が含有されているものを含む。					

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準 別表3

別表第3（第3条関係）

有害性区分		令第18条第3号の含有量 (重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量 (重量パーセント)
有害性クラス	区分		
急性毒性	1～4	1パーセント	1パーセント
皮膚腐食性／皮膚刺激性	1～2	1パーセント	1パーセント
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	1～2	1パーセント	1パーセント
呼吸器感作性（固体／液体）	1	1パーセント	0.1パーセント
呼吸器感作性（気体）	1	0.2パーセント	0.1パーセント
皮膚感作性	1	1パーセント	0.1パーセント
生殖細胞変異原性	1	0.1パーセント	0.1パーセント
	2	1パーセント	1パーセント
発がん性	1	0.1パーセント	0.1パーセント
	2	1パーセント	0.1パーセント
生殖毒性	1	0.3パーセント	0.1パーセント
	2	1パーセント	0.1パーセント
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	1～3	1パーセント	1パーセント
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	1～2	1パーセント	1パーセント
誤えん有害性	1	1パーセント	1パーセント

「労働安全衛生規則第五百七十七條の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示案」について

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示案の概要

1. 改正の趣旨

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）第577条の2第5項及び第11項において、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下、「**がん原性物質**」という。）については、**作業記録及び健康診断の結果等について30年間保存しなければならない**とされている。

がん原性物質は、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和4年厚生労働省告示第371号）において、則第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、**国が行う化学品の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物**（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第38条の4に規定する特別管理物質を除く。）**であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの**と定められている。

リスクアセスメント対象物については、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条において、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物のうち、厚生労働省令で定めるものと規定されているが、今般、**労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令のとおり、「令和3年3月31日」が「令和6年3月31日」と改正される場合には、これに伴う所要の改正を行うもの。**

2. 改正の概要

リスクアセスメント対象物の範囲が変更された場合には、がん原性物質の範囲についても、「令和三年三月三十一日まで」に区分されたものから、「令和六年三月三十一日まで」に区分されたものへ変更する。

3. 公布日等

- (1) 公布日：令和7年2月（予定）
- (2) 施行日：令和9年4月1日